

郷土沢川に関する治水・利水対策の方針 ~ 答申を受けて ~

郷土沢川における総合的な治水・利水対策について（答申）（平成15年6月12日）	郷土沢川における総合的な治水・利水対策について（方針）
<p>1．郷土沢川の治水対策 委員会は、ダムによらない嵩上げ及び引堤による河川改修が郷土沢川の治水対策として妥当であると判断する。 この治水計画を進めるに当たっては、最下流区域の河川改修を早急かつ優先的に着手すべきである。また、洪水時の異常な土砂流出や流木を防ぐ対策が必要であることを付記する。</p>	<p>長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申の趣旨を尊重し、ダムによらない治水対策を策定し、長野県公共事業評価監視委員会に諮った上で現行のダム建設事業について中止する。</p> <p>治水対策は、1 / 3 0 確率の治水安全度を目標とした堤防の嵩上げ及び引堤による河川改修とする。 洪水時の異常な土砂流出や流木を防ぐ対策を実施していく。</p>
<p>2．郷土沢の利水対策 委員会は、虻川からの取水、既存井戸及び新規井戸の最適な組み合わせにより計画水量を確保することを、郷土沢川利水対策の基本方針とすべきであると判断する。 この利水計画を進めるに当たり、県は特に次の事項について明確な姿勢を持って積極的に対応されることを要請する。</p>	<p>利水対策を進めるにあたり、適正な水需要量の把握について豊丘村と調整を行い、その上で答申に示された基本方針を踏まえ、豊丘村と協調し取り組んでいく。</p>
<p>1) 委員会に示された水道水源確保に係る支援策にしたがって、県は村の利水対策に対する財政的支援を明確にすると同時に、特に新規水源の調査・開発について、村と協議して協力すべきである。</p>	<p>新たな水源確保については、「水道水源確保に係る県の支援策」に基づき支援していく。 なお、新規水源の調査等の実施方法、実施時期について豊丘村と協議する。</p>
<p>2) 虻川からの取水に伴う水利権の申請や現在の水道実施計画の変更について、既得水利権者の了解を得るために県は積極的に助言、協力すべきである。</p>	<p>関係者間の調整等について、助言、協力を努める。</p>
<p>3) 化学肥料の過剰投与が主原因であるといわれる硝酸・亜硝酸性窒素汚染に対して、県は村と協力して地下水の窒素汚染を抑える対策を講ずべきである。そのためには、硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設のほか、「汚染物質の除去と放出禁止条例」を制定することを要望する。</p>	<p>地下水の窒素汚染を抑える対策については、豊丘村に必要な助言・協力をするほか、全県的な課題として対策に取り組む。</p>
<p>4) 利水対策は村民にとって将来にわたる課題である。如何なる方法を駆使しても郷土沢川からの水を飲みたいという村民の意見を尊重しながら、県、村及び住民の合意の下に利水計画を策定することが望まれる。そのためには、県は「流域協議会」を設置し、住民投票なども考慮に入れて住民の合意を得るよう最大限努力すべきであることを付記する。</p>	<p>豊丘村及び住民と密接な連携を図りながら、「流域協議会」等における意見を踏まえ総合的な利水対策を推進する。</p>